

コーポレートガバナンス

「会社は誰のためにあるのか？」 これについては従来より、経営の基本方針として、「従業員が誇りを持てる会社とする」、「お客様の信頼を得る」、「株主の皆様のご期待に沿い」、「地域社会に歓迎され」、「国際社会の発展に貢献する」ことを掲げ、お取引先、株主の皆様、政府・地域社会、及び従業員が、それぞれ当社のステークホルダー(利害関係者)であることを大前提とする経営の基本方針を明確に示して参りました。

その一環として、戦略性の高い経営の判断や、執行の迅速性の担保が要求されますが、当社では、2003年6月27日をもって、取締役会を従来の25名から10名体制にすることにより迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度の導入により取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施、経営・監督機能と業務執行機能の役割を明確にし、組織の俊敏性を高め、マーケットへの対応力と実行力、及びその迅速性のさらなる向上を目指すこととしました。また、取締役及び執行役員を対象に連結ベースで

の業績に連動する賞与制度を採用し、業績連動型報酬の方針を明確にしました。具体的には、重要案件はスピーディーな意思決定を目指して8名の上席執行役員から構成される上席執行役員会議で決定し、執行役員が業務執行の責務と権限を担います。さらに、10名の取締役のうち2名が社外取締役であり、コーポレートガバナンスの強化をはかっております。

監査役会は4名で構成され、そのうち2名が社外監査役です。監査役は、監査役会の開催や取締役会への出席のほか、内部監査室と連携をとり、国内事業所及び子会社並びに海外子会社等への監査を実施し、取締役の職務遂行の監査を行っております。

また、当社は従来から社内外に対して「より透明度の高い経営」の実践を心がけております。今後も適時、適切な情報開示によって投資家及び株主に対して投資価値判断の根拠を提供し、経営の透明性を高める努力を続けて参ります。

5つの心得

- 従業員が誇りを持てる会社でなければならない。
- お客様の信頼を得なければならない。
- 株主の皆様のご期待に応えなければならない。
- 地域社会に歓迎されなければならない。
- 国際社会の発展に貢献しなければならない。

経営体制

